

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	1-2
処分の種類	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第19条の18			
処分の概要	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○児童福祉法第19条の18 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第19条の9第2項第1号から第3号まで、第9号又は第10号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第19条の9第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第19条の11又は第19条の12の規定に違反したとき。</p> <p>四 小児慢性特定疾病医療費の請求に関し不正があつたとき。</p> <p>五 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第19条の16第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者又は従業者が、第19条の16第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>七 指定小児慢性特定疾病医療機関が、不正の手段により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けたとき。</p> <p>八 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人である場合において、その役員等のうちに指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。</p> <p>十一 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人でない場合において、その管理者が指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるに至ったとき。</p>			
基準の制定根拠	—			